

令和8年度

事業計画

社会福祉法人 野田芽吹会

千葉県野田市下三ヶ尾875-1

令和8年度 法人運営 事業計画

1. 法人理念

社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効率的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、地域福祉の推進に努めます

2. 事業

(1) 施設運営

第1種社会福祉事業 障害者支援施設の経営

(施設入所支援) 定員 50名

第2種社会福祉事業 障害福祉サービス事業の経営

(生活介護) 定員 50名

(短期入所) 定員 6名

(共同生活援助野田芽吹学園) 定員 15名

指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業の経営

(特定相談支援事業児・者)

指定多機能型事業所の経営

(自立訓練・生活訓練) 定員 6名

(就労継続支援B型) 定員 14名

公益を目的とする事業

日中一時支援の事業

その他

(2) 事業計画の骨子

- ① 虐待防止を常に意識できる法人にします。
- ② 感染症予防、自然災害に備え、具体的な対策を考えていきます。
- ③ 職員のやりがいを育て、職員の定着に取り組みます。
- ④ 感染状況を踏まえ地域に貢献できる事業を行っていきます。
- ⑤ 経費削減・省エネ対策を行います。

(3) 本年度の重点施策

- ①きりんの会の設定目標を踏まえて、お互いが権利擁護を意識できる環境づくりを行います。
- ②感染症対策においては、「持ち込まない」ことを前提とし、早期発見・早期対応を心がけます。
自然災害においては近年頻発する地震に対して意識し、救援物資が来ない長期滞在を想定した訓練を行います。

- ③職員同士・上司部下でいつでも話し合える環境を整えていきます。職員のメンタルヘルスに心掛けます。
- ④「地域」との連携を意識し、「参加」ではなく「参画」する意識を高めていきます。
- ⑤節電・節消費に心がけ、客観的情報を基に行動します。

3. 運営管理

(1) 理事会・評議員会の開催

① 理事会の開催

- ・毎会計年度開始前・毎会計年度終了後3か月以内に開催する定時評議員会の開催前に開催するほか、必要がある場合に開催します。

② 評議員会の開催

- ・毎会計年度開始前・定時評議員会として毎会計年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催します。

(2) 組織管理

- ① 良質なサービスを効果的、効率的に提供できる機能的な組織整備をします。
- ② 職員の適正な配置を図ります。
- ③ 職員の健康管理、福利厚生を充実させます。

(3) 財務管理

- ① 業務の効率化及びコスト削減を図ります。
- ② 施設経営を円滑に行なうよう、計画的な施設整備を推進します。
- ③ 新会計基準に沿って財務管理ができるようにします。
- ④ 契約の透明性を確保します

(4) 事務管理

- ① 文書管理・保存規程に基づき文書管理・保存に努めます。
- ② 本部会計、施設会計、予算管理、固定資産管理等の責任者及び契約担当者は任務に努めます。
- ③ 会計事務所より一層専門的なアドバイスを受けながら、適切な会計処理に努めます。

4. 情報公開・苦情解決

(1) 広報紙の発行

- ① 年3回の広報紙の発行に努めます。
- ② 保護者向けに広報紙発行月以外の月は通信を発行します。

(2) 個人情報保護

- ① 個人情報取扱要項に基づき個人情報保護に努めます。

(3) 苦情対応

- ① 苦情解決委員会要項に基づき苦情受付を行い、迅速な改善を図ります。

- ② トラブル対応報告、苦情相談や事故報告をとおして、施設支援サービスに関わる課題を把握すると共に、改善及び解決に努めます。

令和8年度 野田芽吹学園 事業計画

1. 基本理念

芽吹学園では、法人理念を実現するために、「人は人として人らしく「はたらき・楽しみ・チャレンジ」する。」暮らしの場が作れるよう利用者本人の意向を尊重し、生活の質をより高く快適なものにすることを目標とし、適切な支援を行います。

「はたらく」・・・人として生きる喜びを感じられる活動を提案します。

「楽しみ」・・・園の生活をより質の高いものになるようにします。

「チャレンジ」・・・地域とのつながりのある生活を提供します。

2. 事業運営の内容

- ① 障害者支援施設野田芽吹学園の経営
事業の内容 生活介護・施設入所支援
- ② 短期入所事業
併設・空床利用型
- ③ 日中一時支援の事業 野田市・流山市・柏市より
委託契約締結

3. サービスの概要

(1) 生活介護

障害支援区分4（50歳以上は区分3）以上の常時介護を要する主に知的障がい者に、昼間においては、入浴・排せつ及び食事等の介護及び支援、洗濯及び掃除等の支援や指導、その他の必要な日常生活上の支援、創作活動又は生産活動の機会の提供、その他の身体機能または生活能力の向上のために必要な援助を行ないます。

(2) 施設入所支援

施設に入所する障がい者に、夜間において、入浴、排せつ及び食事の介護その他必要な支援を行ないます。

(3) 短期入所

居宅においてその介護を行なう者の疾病その他の理由により、短期間等の入所を必要とする障がい者等を短期間等入所させ、入浴・排せつまたは食事の介護その他必要な支援を行ないます。

(4) 日中一時支援

障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とし、障がい者等へ日中における活動の場を提供し、見守り・社会適応訓練等を行ないます。

4. 支援体制（令和8年4月1日）

施設長	1名
事務長	1名
支援課長	1名（サービス管理責任者兼務）
事務	1名
医務	2名
支援員	男性:11名（うち1名は環境支援員） 女性:13名
補助員	生活:7名 作業:9名 環境:3名 事務:1名

5. 事業内容

（1）日中活動支援

- 製作や請負作業、個々人が楽しめるような活動を通じ、情緒の安定を図ります。
- 健康面・衛生面に配慮し、体力の保持に努めます。
- 手洗いや身だしなみ等、基本的な生活習慣を身につけます。
- 作業を通して、持続力及び働く意欲を養います。
- 利用者の個々の特性を理解した作業活動を提供出来るよう心掛けます。
- 利用者の高齢化・重度化を鑑み、生活活動を日中活動の中に取り入れ時間に追われないでゆったりとした時間が過ごせるように支援します。

①作業班活動内容

作業班	活動	内容
山吹班	生産活動 創作活動	内職 おやつ作り・昼食会 体操・散歩 外出
ひまわり班	身体機能向上 レクリエーション 畑作業 エコ活動	体操・散歩 外出 おやつ作り・昼食会 季節の野菜づくり・収穫祭 ボカシ販売・石鹸作り（エコ石鹸）

花水木班	創作活動 身体機能向上 身体ケア レクリエーション	絵画・塗り絵・パズル 散歩・体操・歩行練習 衛生・整容・入浴 外出・昼食会・おやつ作り
かえで班	個別活動 身体機能向上 レクリエーション 身体ケア	ビーズ、パズル、箸入れ、自立課題 体操・リトミック・散歩（園内・園外） 外出・おやつ作り・昼食会 衛生・整容・入浴

②作業班活動以外の内容

身体機能向上 レクリエーション	散歩 クラブ活動 (カラオケクラブ・樽太鼓部)
日常生活上の支援	食事・入浴・排せつ等
その他	希望に応じた支援

(2) 日常生活支援（居室担当制）

- 個別支援計画を基に利用者の希望に沿った生活ができるように支援します。
- 日中活動(作業班)担当者と連携し、効果的な支援ができるようにします。
- 担当者は整容等の身辺処理や居室の清掃、衣類管理等を行ないます。

①個別支援計画スケジュール

日程	内容
2月～3月	アセスメント・課題分析・年間目標の作成
4月～5月	個別支援会議（前期計画原案・→決定・説明・同意
9月～10月	前期目標の評価・見直し(モニタリング) 個別支援会議（後期計画原案・→決定・説明・同意
3月	後期目標・年間目標の評価

- ②主に個別支援会議を開催し、支援内容の見直し・検討します。
- ③担当職員（別紙参照）

(3) 日常生活支援（委員会：担当別紙参照）

- ①行事、②防災、③環境、④物品管理、⑤広報、⑥健康・栄養、⑦給食

①行事委員会

- ・施設外行事、招待行事の窓口となり企画します。
- ・誕生会、社協登録ボランティア・地域ボランティア等の受入れを行います。

(年間計画)

	行事	地域	防災	研修
4月		誕生会		新人研修
5月		誕生会		生成AIの活用 (文書作成・報告)
6月	春まつり (保護者・役員 参加)	誕生会 おひさまといっ しょに	避難訓練 (水害)	
7月		誕生会 サンスマイル	避難訓練 (地震)	
8月	納涼祭(各棟)	誕生会		関東(栃木)大会 (協会)
9月	日帰り旅行1	誕生会	避難訓練 (水害)	キャリアパス研 修(中堅)
10 月	芽吹まつり (一般公開)	誕生会		全国(香川)大会 (協会) キャリアパス研 修(初任・リー ダー・管理者)
11 月	日帰り旅行2	誕生会 EDOSEN ふれあ いフェスタ	避難訓練 (夜間)	
12 月	クリスマス会 忘年会(各棟)	誕生会	避難訓練 (火災)	
1月	新年会1 (利用者・職員)	誕生会	避難訓練 (地震)	部会全国(千葉) 大会(協会)
2月		誕生会		
3月		誕生会	避難訓練 (消火)	

※感染症対応に配慮し、適切な環境での開催を心がけます。

②防災委員会

- ・業務継続計画（BCP）に沿った避難訓練の実施、水害マニュアルの再確認、垂直避難の手順確認、避難経路の再確認を行います。
- ・防災備品の稼働確認とメンテナンスを行います。
- ・適宜消火訓練、AED操作訓練を実施します。

③環境委員会

- ・施設内の設備、備品については、メンテナンスを行うとともに必要に応じて業者へ修理を依頼します。

④物品管理委員会

- ・寝具・リネン、日用物品等の管理・発注、整理整頓を行います。

⑤広報委員会

- ・年3回の広報紙を発行します。
- ・学園通信を発行（広報紙の発行がない月）します。
- ・ホームページの管理・ブログの更新を行います。

（情報発信ソースの見直し）

⑥健康・栄養委員会

- ・利用者の健康・栄養に関する全般を看護師並びに委託業者の栄養士と連携し、利用者の健康維持に関する提案を行います。

⑦給食委員会

- ・利用者のリクエストに応え、季節感を楽しめるよう食事の向上に努めます。
- ・利用者の希望を聞き献立に反映させます。

特別委員会

①権利擁護委員会（きりんの会）

- ・新人・中堅職員が委員となり、権利擁護について啓蒙活動を行ないます。

②感染予防委員会

- ・感染症対応は野田保健所と連携をとり、最新の情報を周知します。
- ・感染症の状況に応じた施設の対応を5段階に分け感染防止対策を行います。
- ・不定期に感染症が発生した場合、その予防や対応のための会議を行ない、感染拡大防止に努めます。

③虐待防止委員会

- ・第三者委員・各事業所の管理者、虐待防止マネージャーが参加し、トラブル報告・チェックリストの内容を検証し、虐待を未然に防ぐように努めます。

④実習生担当

- ・保育士養成と社会福祉士養成の実習先となっており、実習生を円滑に受け入れられるよう準備し、実習生の指導、相談・評価等を行ないます。

⑤衛生委員会

・職員のメンタルヘルスに対応するため、毎月 Web 開催の衛生委員会と 2 か月に 1 回の産業医訪問を実施します。

構成メンバー：衛生管理者・施設長・産業医・衛生看護師・支援員他

6. 運営管理

(1) 各種会議

会議名	開催日	出席者	内容
朝礼	毎日	日勤者・支援補助員・作業補助員等	支援内容・課題の申し送り
職員会議	第 4 水曜日	全員参加	各会議等報告・検討事項・支援研修
管理者・責任者会議	毎月第 1 週目	各管理者/責任者	検討事項・各責任者報告・検討
主任会議	2 か月に 1 回	支援課長・責任者・主任・副主任	連絡調整・現場の意見の吸い上げ
個別支援会議	計画策定期に随時	サビ管・担当職員・関係者(看護師・栄養士)	個別支援計画案検討 個別支援計画の見直し
補助員会議	毎月第 4 木曜日	生活/作業/環境補助員	連絡等・支援研修
きりんの会 会議	隔月第 2 水曜日	施設長・きりんの会 委員	
各委員会	随時開催	防災・広報・行事	企画立案
給食会議	毎月第 3 木曜日	施設長・栄養士・看護師・栄養委員	利用者の希望を反映 させていく
健康会議	毎月第 3 木曜日	施設長・看護師・栄養士・健康委員	体重を分析、栄養士と 連携していく
利用者話し 合い	毎月第 4 土曜日	施設長・支援課長等・利用者	月行事説明・利用者からの意見の吸い上げ

(2) 事務環境整備

- ① 会計事務所の指導を受け、事務の円滑な遂行を行うように努めます。
- ② 小遣い管理を適正に行うため利用者預かり金事務を「預かり金等管理契約」に従って行います。
- ③ 利用負担金の徴収を円滑に行うため、集金代行を利用して行きます。現金等の取扱が難しくなった家族の方に対して、利用者の方の年金等をお預かりして、負担の軽減を図ります。

④契約や物品購入については、見積や単価を比較して、適正な支出に努めるとともに、省エネ省コストに着目した事務・事業運営を行います

⑤生活支援員と協力し、利用者の方が安心、安全に利用できるようにします。

(3) 施設環境整備

施設、設備に不具合を発見した場合は専門業者と連携し、修繕・補修等を行なっていきます。

(4) 職員研修

①新人研修は外部研修でビジネスマナーと障がいの基礎と特性を理解します。

②トラブル動画を見ながら統一した支援が出来るように、職員会議や補助員会議で研修を行います。

④ 支援の難しい利用者が増えているため、専門的な研修会に積極的に参加し、技術力・支援力を高めて行きます。

⑤利用者の人権を守るために、職員の人権意識を高め、対面開催による権利擁護研修等に積極的に参加します。

⑥ 県社協主催のキャリアパス研修に参加し、キャリア毎に必要な知識や心構えなどを学んでもらいます。

(5) 苦情相談

① 苦情相談計画

第三者委員協議会	奇数月第3火曜日
苦情相談窓口	常時対応
相談日の開催	月1回…第4土曜日
人権侵害・権利擁護委員会	きりんの会

②虐待防止委員会

・第三者委員来園日に各事業所の管理者・虐待防止マネージャーが参加して報告と検証を行います。

(6) 健康管理

① 利用者の健康管理

健康相談	嘱託医	毎月1回
定期健康診断	野田総合病院	年2回
インフルエンザ予防接種	岡田病院	年1回
抗原検査	施設独自で実施	不定期
検温	看護師または支援員・補助員	毎日
血圧測定・体重測定	看護師または支援員	月1回

② 職員の健康管理

- ・職員は毎年1回（深夜労働月4回以上行なうものは6か月毎に1回）健康診断を実施します。

(7) 地域連携

ご利用者及びその家族、地域住民の代表者等と地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、施設の運営状況の報告と必要な要望、助言等を聴き、見学する機会を設けます。また、GHとも連携し開催していきます。

- ・会議開催後は記録を作成し、公表します。

7. 社会福祉充実計画事業

- ・事業名：野田芽吹学園居室改修工事事業
- ・事業内容：令和7年度設計作業、令和8年度内工事完成予定
男性棟の全室個室化の実施。
短期利用者受入れ枠の中に強度行動障害の短期利用者を受け入れる個室を作り、それに対応するための男性支援員宿直室の増設。

令和8年度 共同生活援助 事業計画

事業所名

・共同生活援助 野田芽吹学園

各ホームの定員

・希の芽7名（女性） 芽ぐみ4名（男性） 陽の芽4名（男性）

職員等の配置人員（令和8年4月現在）

- ・管理者 1名【常勤専従】
- ・サービス管理責任者1名【常勤兼務】
- ・看護職員 1名【常勤専従】
- ・生活支援員 2名【常勤専従1名/常勤兼務1名】
- ・世話人 26名【非常勤専従24名/非常勤兼務2名】
- ・夜間支援従事者19名【常勤兼務5名/非常勤専従12名/非常勤兼務2名】

※障害支援区分の変更等により配置人員は変更します。

1. 基本方針

- (1) ご利用者が地域での生活が送れるように、地域との共生を図り、安心して暮らせる場をつくります。
- (2) ご利用者の生活支援（食事提供、健康管理、金銭管理）や日中活動支援（一般就労・通所・余暇支援）を行い、ご利用者の自己選択、自己決定の機会を増やししながら自立した生活が送れるように支援します。
- (3) 家庭的なホームをご利用者・職員・世話人と共につくり、ご利用者がホーム生活を楽しめるように支援します。

2. 重点目標

- (1) ご利用者の権利擁護・虐待防止に努めます。
- (2) ご利用者の意向・ニーズに基づき自らの自己選択、自己決定を尊重します。
- (3) ご利用者の意向・ニーズに基づき余暇活動を計画し、休日の日中活動の充実を図ります。
- (4) 地域での行事・イベント等へ参加し、ホームに住んでいる一人の住民として地域交流に努めます。

3. バックアップ施設

名称：社会福祉法人 野田芽吹会 野田芽吹学園

所在地：野田市下三ヶ尾875-1

4. 事業内容

- (1) ご利用者等に対する相談・援助
 - ・職員、世話人による相談・援助をします。
 - ・バックアップ施設との相談・援助等の連携及び情報交換を行います。

- ・バックアップ施設が開催する虐待防止、身体拘束の適正化、ハラスメント防止の各委員会に参加します。
 - ・第三者委員、苦情受付担当者による相談・援助をします。
 - ・利用者話し合い及び世話人会議を開催します。
 - ・GH等支援ワーカーと連携をします。
- (2) 食事の提供
- ・宅配食材による栄養バランスを考えた食事を提供します。
 - ・ご利用者の希望・要望により宅配食材のほか、季節にちなんだ行事食を調理・提供します。
- (3) 健康管理・医療機関と連携強化・感染症対応力の向上
- ・医療法人社団啓心会岡田病院と協力医療機関契約を締結するとともに同法人に勤務する医師と嘱託医契約を締結します。
 - ・ご利用者及び職員の健康管理に努めるとともに、新興感染症の発生時には同法人と協議、対応します。
 - ・ホーム内を清潔に保ち感染症対策に努め、衛生用品等必要な備品は計画的に備蓄します。
 - ・健康診断、通院、看護等の支援を行います。
- (4) 金銭管理の援助
- ・小口現金による金銭管理を行います。
- (5) 余暇活動の支援
- ・ご利用者の希望に沿った余暇活動の支援を行います。
 - ・バックアップ施設等で行われる行事へ参加します。
- (6) 緊急時の対応
- ・ご利用者の病状の急変、緊急事態が生じた際は救急対応をします。
 - ・症状、病状によって看護師対応します。
- (7) 職場等との連絡調整
- ・就労支援機関、一般就労先との連絡・調整を行います。
- (8) ご家族との連絡調整
- ・ご利用者の生活の様子や健康状態、帰省等について連絡・調整を行い、ご家族からの相談についても、解決を一緒に図っていただけるようにします。
- (9) 財産管理等の日常生活に必要な援助
- ・バックアップ施設、後見・保佐人等による金銭管理を行います。
- (10) 防災への対策
- ・通報、避難訓練を年4回実施します。
 - ・被災時に必要な備品は計画的に備蓄します。
- (11) 食事や入浴、排せつ等の支援

- ・口腔内の健康状態によって、ご利用者にあった食事形態で提供します。
- ・入浴時の仕上げ洗い等を支援します。

(12) 地域との連携

- ・ご利用者及びその家族、地域住民の代表者等と地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、GH運営状況の報告と必要な要望、助言等を聴き、各ホームを見学する機会を設けます。
- ・会議開催後は記録を作成し、公表します。

(13) 感染症や災害対応力の強化

- ・感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対してサービスの提供を継続的に実施するための業務継続計画（BCP）の策定と定期的な見直しをし、職員等への研修をおこないます。

5. 日課及び勤務体制

【平日】

時間	日課	勤務者
6時00分	夜間支援	支援員
	起床支援	
7時00分	朝食支援	世話人
8時00分	送り出し	
9時00分	掃除・洗濯	
10時00分	片付け	
11時00分		世話人
12時00分		
13時00分		
14時00分		
15時00分	帰宅支援	
16時00分	掃除・洗濯	
17時00分	夕食支援	
18時00分	片付け	
19時00分	入浴支援	
20時00分	洗濯支援	
21時00分	就寝支援	支援員
22時00分	夜間支援	支援員
翌7時	(宿直)	

【土・日・祝日】

時間	日課	勤務者
6時00分	夜間支援	支援員
7時00分	起床支援	
8時00分	朝食支援	世話人
9時00分	掃除・洗濯	
10時00分	片付け	
11時00分	余暇支援 その他	
12時00分		世話人
13時00分	掃除・洗濯	
14時00分	片付け	
15時00分	余暇支援 その他	
16時00分	入浴支援	
17時00分	洗濯支援	
18時00分	夕食支援	
19時00分	片付け	
20時00分	余暇支援	
21時00分	就寝支援	
22時00分	夜間支援	支援員
翌8時	(宿直)	

令和8年度 相談支援事業所 サポート芽吹 事業計画

1 事業内容

- (1) 指定特定相談支援事業
- (2) 指定障害児相談支援事業

2 基本方針

利用者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されることを目的として事業を行ってまいります。

3 対象者

- (1) 障害者総合支援法の計画相談支援の対象者
 - ・福祉サービス等又は地域相談支援を利用するすべての障がい者又は障がい児
- (2) 児童福祉法の障害児相談支援の対象者
 - ・障害児通所支援を利用するすべての障がい児

4 支援方針

作成された「サービス等利用計画」が適切かどうかモニタリング（効果の分析や評価）し、必要に応じて見直しを行います。

サービス利用支援、継続サービス利用支援では、障がいのある方の意思や人格を尊重し、常にご本人の立場で考え、障がいのある方が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援します。

5 関係機関との連携

子どもや家庭をめぐる問題は複雑・多様化しており、問題が深刻化する前の早期発見・早期対応、子どもや家庭に対するきめ細かな支援が重要となっています。福祉分野の機関のみならず、種々の分野の機関とも連携を図るとともに、各機関とのネットワークを構築して、その活用を図っていきます。

令和8年度 指定多機能型事業所 芽ばえ 事業計画

1 事業の内容

(1) 自立訓練（生活訓練）

① 事業の基本方針

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行ってまいります。

② 利用定員 6名

③ 利用者

身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいや難病のある方で以下のいずれかの条件を満たす方

ア 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などを目的とした訓練が必要な者

イ 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などを目的とした訓練が必要な者等

(2) 就労継続支援B型

① 事業の基本方針

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行ってまいります。

② 利用定員 14名

③ 利用者

身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいや難病のある方で以下のいずれかの条件を満たす方

ア 就労経験がある方であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった方

イ 就労移行支援事業を利用（暫定支給決定での利用を含む）した結果、B型の利用が適当と判断された方

ウ ア、イに該当しない方であって、50歳に達している方または障害基礎年金一級受給者

2 サービスの質の向上

(1) 福祉サービスの内容や施設的环境など利用者等からの様々な要望及び意

見に対して、第三者委員や苦情受付担当者による相談・援助を行ない、適切な解決に努めます。

- (2) 虐待防止、身体拘束の適正化、ハラスメント対策、感染症発生及び蔓延防止の研修会に積極的に参加し、職員のスキルアップを図ります。
- (3) 策定した業務継続計画（BCP）に従い、平時から円滑に実行できるよう準備を進めます。

3 支援体制

下記の職員体制を維持し、個別支援計画において、本人との相談、モニタリングで意向を聞き取り、利用者の意向を最大限に反映させてまいります。

職名	勤務体制	備考
管理者（男）	非常勤（2日／週）	
サービス管理責任者（女）	常勤（5日／週）	介護福祉士
生活支援員（女）	非常勤（5日／週）	介護福祉士
職業指導員（女）	常勤（5日／週）	保育士
職業指導員（女）	常勤（5日／週）	保育士
職業指導員（男）	非常勤（4日／週）	

4 工賃の向上

利用者の個々の力量、経験を考慮し、利用者が行う作業の質を高め、より、工賃向上に繋がる作業を提供してまいります。

5 健康管理

医療法人社団啓心会岡田病院と協力医療機関契約を締結するとともに同法人に勤務する医師と嘱託医契約を締結し、利用者及び職員の健康管理に努めてまいります。

6 行事

様々な行事を通して心や体のリフレッシュ、生活の活性化を目的とし、活動を通して人間関係の構築コミュニケーションの促進に努めてまいります。

7 利用者の体力づくり

毎朝のラジオ体操、昼休みの散歩、タオル体操、午後のストレッチを定期的に行い、利用者の体力づくりに努めてまいります。

8 一日のスケジュール

下記のスケジュールに沿い利用者の個々にあった支援を行ってまいります。

8:00	9:15	9:35	10:45	11:00	12:00	13:00	14:00	14:15	15:10	15:30
	9:35	10:45	11:00	12:00	13:00	14:00	14:15	15:10	15:20	
送迎	朝礼 体操	作業	休憩	作業	昼食 昼休	散歩 作業	休憩	作業 終了	掃除	送迎